

## 令和6年度税制改正要望結果

### 【国民生活センター法等改正法を踏まえた所要の措置】

#### ○国民生活センターにおける適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助業務の新設に伴う税制上の非課税措置〔拡充〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

#### 概要

令和4年の臨時国会で成立した消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和4年法律第99号。「国民生活センター法等改正法」）（※）を踏まえ、国民生活センターにおける適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助に係る業務の用に供する資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする。

（※）適格消費者団体は消費者被害の未然防止の観点から差止請求を行うことを主な活動としている。国民生活センターが、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことにより、全国各地で活動を行う適格消費者団体による差止請求の実施の基盤強化が図られ、地域における消費者被害の防止等を図ることが可能となる。

#### 内容

国民生活センターの業務の用に供する資産については、既に固定資産税及び都市計画税が非課税とされている。

令和5年1月5日に施行された国民生活センター法等改正法によって、国民生活センターに適格消費者団体が行う差止請求関係業務の援助業務が新設された。当該業務の用に供する資産についても、同様に固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置を講ずるもの。

#### 要望結果

独立行政法人国民生活センターの一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助業務の用に供する固定資産を加える。